今から間に合う２次合格法セミナー 8/21（土）～配信開始！

１次試験後からスタートしても間に合う２次試験の合格法をご紹介します！
これから２次試験対策をお考えの方は必見のセミナーです！！

時間が無い社会人の方にオススメ！ 時間の達人シリーズ【診断士30】

教材フル装備！
情報量そのまま！
60分講義を実現!!

仕事が忙しくて学習時間の確保が難しかった方にオススメのコースです！
従来の講義内容をそのまま１講義60分に凝縮しているので社会人の方が無理なく１次試験合格を目指せます。
科目別に受講もでき、中小企業経営・政策なら２時間で基本講義をマスター！

各科目の基本講義時間

経済学・経済政策	財務・会計	企業経営理論	運営管理
4時間	9時間	5時間	4時間

経営法務	経営情報システム	中小企業経営・政策	トータル講義時間
3時間	3時間	2時間	30時間

教室講義スタイルに【診断士30】Webフォローを追加！

教室講義スタイル
（教室通学・映像通学 Web通信）

＋

【診断士30】
（Webフォロー）

※教室講義スタイルのWeb講義は標準装備されています。

【診断士30】Webフォローがキャンペーンで
1科目でも7科目でも

キャンペーン期間
2021年7/26(月)～10/31(日)

1,000円

※上記受講料は消費税が含まれています。

アウトプットを中心に学習！ １次経験者合格コース!!

必要な科目だけ選択して受講できる学習経験者専用の1次試験対策コースになります。
短時間で効率的な学習ができる【診断士 30】Web フォローキャンペーンの対象コースです。

最新情報や講師メッセージをツイッターでお届けします！

フォローお願いします

資格の大原

【的中問題！】一部ご紹介致します！

大原：公開模擬試験－第19問

契約解除に関する記述として、最も不適切なものはどれか。解答は問21へマークせよ。

ア　履行の催告をしても履行がない場合に認められる解除（催告解除）の要件として、契約及び取引通念に照らして不履行が軽微であるときは、解除をすることができない。

イ　履行の催告をしない解除（無催告解除）の要件として、履行拒絶の意思の明示、契約をした目的を達する見込みがないこと等の事情があれば、解除は可能である。

ウ　債務不履行が債務者の責めに帰することができない事由による場合、契約の解除をすることができない。

エ　債務不履行が債権者の責めに帰する事由による場合には、解除をすることができない。

本試験：第19問

民法の定める解除に関する記述として、最も適切なものはどれか。

なお、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）により改正された民法が適用されるものとし、附則に定める経過措置及び特約は考慮しないものとする。

ア　契約の性質により、特定の日時に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したときでも、催告をしなければ、契約の解除は認められない。

イ　債権者が履行を催告した時における不履行の程度が軽微といえないのであれば、その後催告期間中に債務者が債務の一部を履行したため、催告期間が経過した時になお残る不履行が軽微である場合でも、契約の解除は認められる。

ウ　債務の不履行が債権者のみの責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、相当の期間を定めてその履行を催告したとしても、契約の解除は認められない。

エ　債務の不履行につき、債務者と債権者のいずれにも帰責事由がないときは、債務の全部の履行が不能である場合でも、債権者による契約の解除は認められない。

大原：公開模擬試験－第11問

以下の会話は、地域団体商標に関して、中小企業診断士であるあなたと顧客である甲氏との間で行われたものである。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

甲　氏：「我々中小企業は１社だけでは継続的経営に不安があります。これからは、強みを活かした中小企業同士の連携と、アピール力のあるブランドが必要になります。今回は、地域団体商標制度についてポイントを教えてください。」

あなた：「わかりました。先ずは商標の構成ですが、［A］からなる必要があります。次に隣接都道府県に及ぶ程度の範囲において、その商標が浸透しているという［B］が必要です。

甲　氏：「なかなか厳しいですね。それでこの地域の商標は、手をあげた我々地域の中小企業だけが独占的に使えますか。」

あなた：「そうですね、この制度は事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用させるための商標について登録を受けるものですので、構成員は独占的に使用できます。ただし、構成員以外の他人に［C］を設定することはできません。そして、この地域団体商標を登録できる団体とは、事業協同組合、特別の法律により設立された組合、［D］、これらに相当する外国の法人に限られます。」

甲　氏：「よくわかりました。地域ブランドを登録することで、我々の商品やサービスの域外販売を拡大促進するだけでなく、地域の認知度を向上させることで観光にも貢献しそうですね。早々地域の仲間と相談してみます。」

（設問１）

会話の中の空欄ＡとＢに入る語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。解答は問11へマークせよ。

ア　Ａ：地域の名称＋商品の名称　　Ｂ：著名性
イ　Ａ：地域の名称＋商品のブランド名　　Ｂ：周知性
ウ　Ａ：地域の名称＋商品・役務の名称　　Ｂ：周知性
エ　Ａ：地域の名称＋商品のブランド名　　Ｂ：著名性

本試験：第12問

以下の会話は、地方都市であるＡ市の経済団体の理事であるＸ氏と、中小企業診断士であるあなたとの間で行われたものである。この会話の中の空欄①と②に入る記述の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。なお、実在する特産品を考慮する必要はない。

Ｘ　氏：「私が住むＡ市内のＡ漁港で水揚げされるマグロは、身がぷりぷりしていて、脂もものっていてとてもおいしいです。地元の旅館や飲食店でお客さんに大好評で、地元のスーパーでもこの刺身のコーナーが設けられているほどです。ここ10年くらいは隣接他県でも知られており、わざわざ隣の県から買いに来る人もいます。

しかしそれでも地方都市なものですから、全国的に知られているということはなく、リサーチして遠隔地の消費者に聞いてみたのですが、このマグロを知らないという回答がほとんどでした。地域活性化のためにも、『Ａまぐろ』というブランドで全国的に知らしめて売り出したいです。地域ブランドを商標登録する方法があると聞いたのですが、詳しく教えていただけませんか。」

あなた：「地域団体商標のことですね。登録が認められるには要件がいろいろとあるようですが。」

Ｘ　氏：「『名産』の文字を付して、『Ａ名産まぐろ』という文字からなる地域団体商標は登録可能ですか。」

あなた：「［①］。」

・・・　中略　・・・

Ｘ　氏：「実は、Ａ市には、マグロの他にもわかめ、魚の缶詰、漬物など特産物がたくさんあり、今後、様々な商品に『Ａ』の名前を付けて売り出していくつもりです。まだ、どのような商品に付するか未定です。『Ａ』の文字からなる商標を地域団体商標として登録することは可能ですか。」

あなた：「［②］。」

・・・　中略　・・・

資格の大原　無断転載・複製を禁じます

資格の大原

令和３年度　中小企業診断士第１次試験

Ⓔ　経営法務

【総評】

令和３年度の本試験は、問題数は20題（昨年22題）、設問数は25問（昨年25問）であり、昨年度とほぼ同じ問題構成であった。ボリュームは例年並みといえる。

出題内容は、倒産法制を含む会社法関連が５問（昨年６問）、知的財産権関連が10問（昨年８問）、民法が７問（昨年９問）・その他が３問（昨年２問）であった。

出題内容の特徴としては、今年は知的財産権関連の出題が多かったことが挙げられる。昨年は民法の債権法を中心とした大きな改正があったことで、改正論点を中心にした民法の出題数が多かったが、今年はやや出題が減少している。一方、会社法関連の出題は一貫して減少傾向にある。また、昨年に引き続き、金融商品取引法及び資本市場へのアクセスについては出題されなかった。

全体的な難易度は、比較的得点を確保しやすい知的財産権関連の出題が多かったことを考慮すると、昨年度よりは易しくなっているが、近年のこの科目が複数年度で得点調整が行われていることを踏まえると、例年並みの高い難易度であったと思われる。したがって、合格基準点である60点を上回る得点を獲得することは容易ではなかったと思われる。以下、各分野について見ていく。

会社法関連は、第１問、第３問～第４問、第６問、第７問（設問２）の計５問であった。取締役会と監査役会との比較に関する問題は得点したい。

知的財産権関連は、第８問～第15問、第16問（設問１・２）の計10問であった。会話文形式の事例問題が多く見受けられたことで、一見すると難解な問題に感じられたかもしれないが、基本的な知識で対応できるものも多かったため、対応しやすかったものと思われる。知的財産権関連で６問以上正解し、得点を稼ぎたい。

民法・その他は、民法７問（第２問、第７問（設問１）、第18問（設問１・２）、第19問、第20問（設問１・２））、英文契約書２問（第17問（設問１・２））、景表法１問（第５問）であった。これらについては、基本的な知識に基づき選択肢を絞り込むことで、可能な限り得点を拾うことが必要であった。

以上

無断転載・複製を禁じます